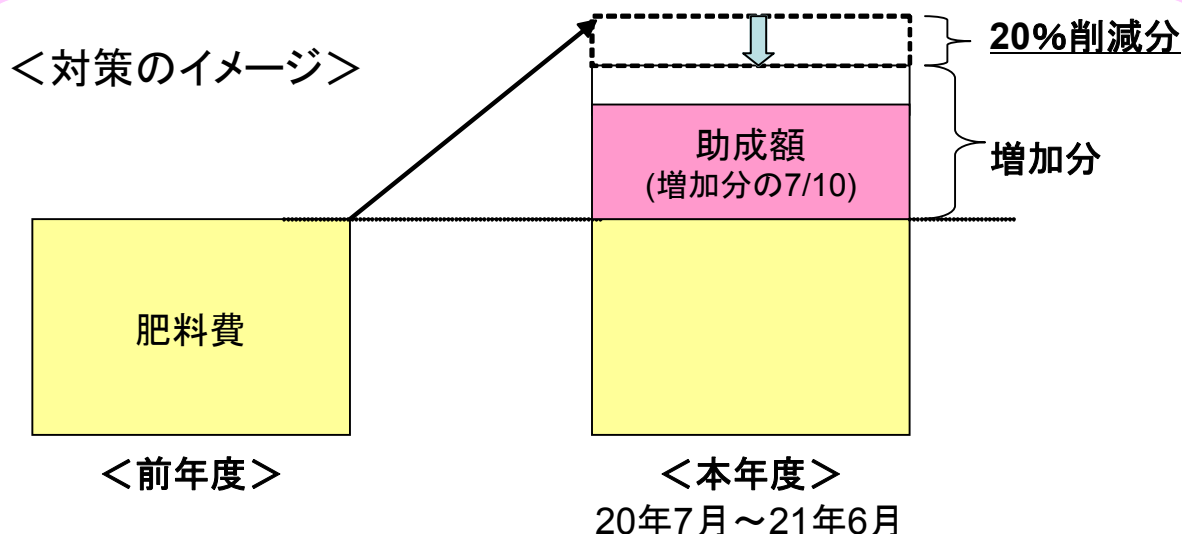


肥料・燃油高騰対応緊急対策事業 (肥料対策)のポイント

対策の概要

化学肥料の施用量を2割以上低減する農業者グループに対して、肥料費の増加分の7割の助成を行います。

なお、肥料の低減については、これまでに取り組んできた実績が含まれます。



支援の対象となる肥料

- 対象となる肥料は、平成20年7月～21年6月に購入し、期間中に施肥・作付を開始する作物の肥料(永年性作物は期間中に施用する肥料)です。(平成21年産大豆は対象となります。)

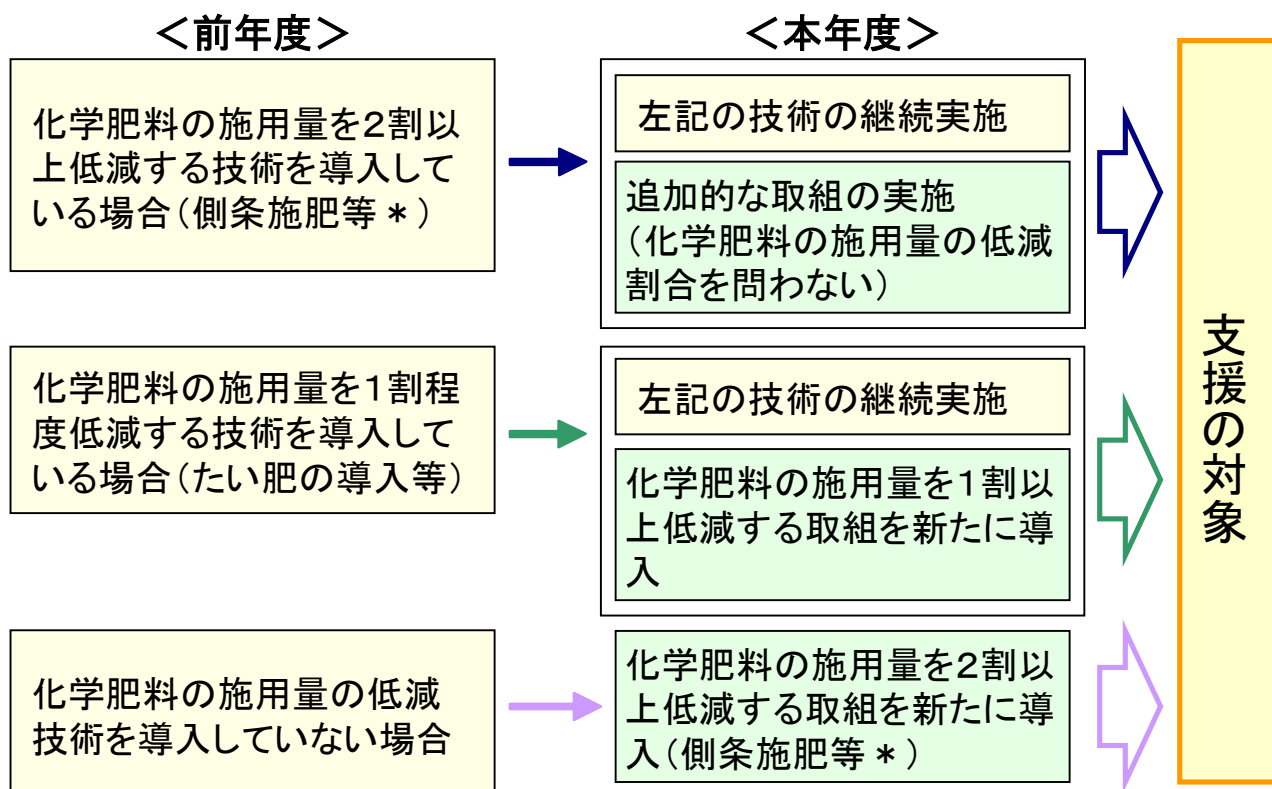
支援の対象者

- J Aの生産部会など、農業者グループで申請を行ってください(代表者、規約が定められていれば任意の組織でも結構です。)。
 - * 3戸以上のグループ化が難しい場合は、J A(農業協同組合)・大分県食糧集荷協同組合・市町村・県の振興局にご相談ください。
- 肥料対策については、平成20年産の水稻栽培を行っていた場合、平成20年産の生産調整を実施しているか、または平成21年産の生産調整の実施を確約することが必要となります。

支援の対象となる取組

- 支援の対象となる「低減の取組」は、化学肥料の施用量を2割以上低減する取組とし、**農業者のこれまでの低減努力も含めます。**
※これまでに2割以上の低減を行ってきた方については、本年度において何らかの追加的取組(低減割合の大小を問わない)を行えば支援の対象となります。
- 低減の取組の判定は、**低減技術の導入状況で判定**することを基本とします。

「低減の取組」の判定



* 化学肥料を1割以上低減する技術の2つ以上の導入でも良い。

低減技術の例

| 化学肥料の施用量を2割以上低減する技術 | 化学肥料の施用量を1割以上低減する技術 | 左記以外の技術 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・側条施肥 ・育苗箱全量施肥 ・点滴施肥 ・うね立て同時施肥 ・灌注施肥 ・ポット内・セル内施肥 ・地域特認技術* | <ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断に基づく施肥設計の見直し ・作物の栄養診断に基づく効率的施肥 ・たい肥の導入・活用 ・有機質肥料の導入 ・有機質資材の投入(たい肥、有機質肥料を除く) ・低成分肥料の導入 ・肥効調節型肥料の導入 ・単肥配合の導入 ・緑肥作物の導入 ・地域特認技術* | <ul style="list-style-type: none"> ・肥料施用量の少ない品種の導入 ・フレコンによる肥料の受入 ・地域特認技術* |

* 農業者グループは、協議会と協議の上、地域の独自技術を「地域特認技術」として追加することができます。

助成水準

助成額の算定式

○ 助成額は次のAまたはBの算定式によって計算します。

< A の算定式 >

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{前年度の肥料費}) \times 0.7$$

< B の算定式 >

$$\text{助成額} = (\text{本年度の肥料費} - \text{本年度の肥料費} \div \overset{*}{\text{低減率}} \div \overset{**}{\text{高騰率}}) \times 0.7$$

* 低減率: 本年度に新たに2割低減以上に相当する技術が導入されている場合は0.8、それ以外の場合は0.9です

** 高騰率:
高騰率は、1.4(全国平均)です

モデルケース(Bの算定式による助成額の算定)

< 本年度の肥料費 >

- | | |
|---------|------------|
| ① 肥料使用量 | 4袋 / 10a |
| ② 肥料価格 | 2,800円 / 袋 |
| ③ 作付面積 | 1.0ha |

ポイント!

Aの算定式による助成額の算定の場合は、前年度の領収書等が必要となりますが、**Bの算定式による場合は必要ありません。**

< 助成額 >

$$* \text{ 本年度の肥料費 (112,000円)} = 2,800円 \times 40袋$$

$$\text{②} \qquad \qquad \qquad \text{(①4袋/10a} \times \text{③10)}$$

$$\begin{aligned} \text{助成額} &= (112,000円 - (112,000円 \div 0.8 \div 1.4)) \times 0.7 \\ &= \mathbf{8,400円} \end{aligned}$$

低減率 高騰率

《注意》

助成額の算定には、肥料購入に関する領収書等が必要ですので、必ず保管しておいてください。

事業申請手続き等

事業の申請

○ 生産部会等の農業者グループごとの申請となります。申請を、**JA**（農業協同組合）、県食糧集荷協同組合、市町村でとりまとめ、**大分県水田農業改革推進協議会**に提出してください。

※県協議会への**最終申請期限は平成21年1月30日**です。
とりまとめの機関での、審査・集計が必要です。早めに提出願います。

（申請書その他、受益農家は**自己確認シート**（施肥低減計画書含む）を提出していただきます。
また、購入した**肥料の領収書の写し**（種類、数量、金額が分かるもの）、**作物ごとに肥料の施用量を記録し、それを保存**しておく必要があります。）

その他の 燃油・肥料高騰緊急対策

① 肥料・燃油高騰対応緊急対策事業

化学肥料の施用量や施設園芸用の燃油の消費量を2割以上低減する
農業者グループに対し、**肥料費**や**燃料費**の高騰分の一部を助成

※ 肥料対策⇒このパンフ 燃油対策⇒A重油価格が89.2円/ℓを上回る場合対象

② 施設園芸省エネルギー技術緊急導入対策事業

木質バイオマス利用加温設備やヒートポンプ等の
先進的省エネルギー加温システムの導入を支援

③ 施肥体系緊急転換対策事業

土壌診断に基づく施肥設計の見直し等効率的施肥の実施や、
あわせて行う、**肥料コストを低減する新しい施肥技術体系**への
転換に必要な機械・施設の整備等に対する支援

各事業の対象となるものや条件は、お問い合わせください

問い合わせ先

詳しくは お近くの

JA（農業協同組合）・大分県食糧集荷協同組合・市町村・県振興局 へ
お早く ご相談ください

大分県水田農業改革推進協議会（肥料・燃油支援班）

〒870-8635 大分市大字古国府1220番地
Tel: 097-544-3536 Fax: 097-545-3647

「改善技術」の特認認定手続（イメージ）

（参考）

××農協（事業実施者）

① 地域で取り組んでいる施肥低減技術の把握

（例） 水稻 ・たい肥の導入・活用
・有機質肥料の導入
・有機質資材の投入

受益農家

A農家

・たい肥
・有機質肥料

B農家

・たい肥

C農家

・有機質肥料
・有機質資材

② 特認技術としての施用基準を整理

（例） ○ 追加的取組（水稻）
・たい肥：前年の1.5倍以上投入
化学肥料低減効果○kg/10a以上
・有機質肥料：……
・有機質資材：……

③ 特認認定申請

県協議会（事業実施主体）

⑥ 特認認定通知

④ 特認申請内容の審査

（例） 水稻栽培において、前年の1.5倍のたい肥を投入することにより、化学肥料低減効果が○kg/10aとなるかを検証

⑤ 特認技術として認定

○ ××農協の水稻の追加的取組（改善技術）
認定内容（施用基準）によるたい肥、有機質肥料、有機質資材の追加施用

⑦ 国に通知

⑩ 県協議会の交付決定を受け、各受益農家において、施用基準に沿った施肥低減に取り組む

⑨ 特認技術を記載した事業実施計画を作成し、県協議会に提出

⑧ 各受益農家において、特認技術を記載した自己確認シートを作成し、××農協に提出

※ 特認技術については、事業実施者が特認技術を申請し、承認を受ける方法のほか、県協議会が国と協議の上で、特認技術として位置づけることもできる。